

2020年12月

「令和2年12月16日からの大雪による災害」により被災されたお客さまへ

静岡県労働金庫

「令和2年12月16日からの大雪による災害」により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々におかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、今回被災されたお客さまとのお取引に関して、下記のお取扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

記

1. ご預金のお取引

- (1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払いいたします。

※お届け出印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談ください。

- (2) 汚れた紙幣を引き換えいたします。
- (3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合も窓口にてご相談ください。
- (4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談ください。

2. ご融資のお取引

- (1) 既にお借入いただいているご融資の返済方法等に関するご相談については、窓口にてお問合せください。
- (2) 特別融資(災害救援ローン制度)については、次ページ以降にて制度概要をご案内いたします。

以上

「令和2年12月16日からの大雪による災害」に係る
災害救援ローン

1. 商品名	「令和2年12月16日からの大雪による災害」に係る災害救援ローン
2. お申込み いただける方	「令和2年12月16日からの大雪による災害」で被災された方で、当金庫の取引資格を有する方
3. 取扱期間	2020年12月17日（木）から2021年12月31日（木）までの申込受付分
4. ご融資 限度額	1,000万円以内（1万円単位）
5. ご融資金の お使いみち	ご本人または3親等以内のご親族のための次の範囲の資金（事業資金・投機目的資金・負債整理資金は除きます） ○生活資金 災害復旧に要する生活資金、災害時の当座の生活資金、借換資金（借換費用のみのご利用はできません） ○住宅資金 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建築費・購入費等、借換資金（借換費用のみのご利用はできません）
6. ご契約期間	○ご融資金のお使いみちが生活資金の場合は、10年以内 ○ご融資金のお使いみちが住宅資金の場合は、25年以内 ○上記ご契約期間内で、当初1年以内の元金据置（利息払）可
7. ご融資金利	固定金利 年1.00%（保証料込み）
8. 保証機関	（一社）日本労働者信用基金協会
9. ご融資方法	証書貸付
10. 担保	不要

「令和2年12月16日からの大雪による災害」に係る
災害救援住宅ローン

1. 商品名	「令和2年12月16日からの大雪による災害」に係る災害救援住宅ローン
2. お申込み いただける方	「令和2年12月16日からの大雪による災害」に被災された方で、当金庫の取引資格を有する方
3. 取扱期間	2020年12月17日（木）から2021年12月31日（金）までの申込受付分
4. ご融資 限度額	1億円以内
5. ご融資金の お使いみち	ご本人または3親等以内のご親族のための次の範囲の資金（事業資金・投機目的資金・負債整理資金は除きます） ○被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建築費・購入費等、借換資金（借換費用のみのご利用はできません）
6. ご契約期間	40年以内 ※上記ご契約期間内で、当初1年以内の元金据置（利息払）可
7. ご融資金利	変動金利 年0.70%（保証料込み） ※ 2020年12月17日現在の金利です。
8. 保証機関	○団体会員の間接構成員の方 保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会 ○上記以外の方 保証機関：（一財）静岡県勤労者信用基金協会
9. ご融資方法	証書貸付
10. 担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます
11. 担保不動産 取扱手数料	不要